

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号

# エレマテック株式会社

代表取締役会長 櫻 井 恵

## 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成27年6月18日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成27年6月19日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都港区高輪四丁目10番30号<br>品川プリンスホテル メインタワー32階「アクアマリン32」<br>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）                                       |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第69期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第69期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案           | 取締役9名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査役1名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.elematec.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、消費増税後の個人消費の弱さが見られましたが、政府及び日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調となりました。

エレクトロニクス業界におきましては、消費マインドの回復遅れの影響等が続き、家電の販売は低調に推移しました。また、期初堅調だったパソコンの販売も、ウィンドウズXPの保守終了に対応した買い替えが一巡し、その後は低調に推移しました。一方、電子部品等の生産は、スマートフォン等情報機器端末の需要拡大に支えられ、堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、スマートフォンやテレビ向けディスプレイ関連及びアミューズメント関連の部材に注力した販売活動に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前期比26.8%増の1,818億76百万円となりました。

利益面につきましては、売上高の増加に伴い売上総利益が増加し、営業利益は、前期比40.6%増の73億75百万円となりました。

経常利益は、営業利益が増加したことから、前期比25.4%増の70億77百万円となりました。

税金等調整前当期純利益は、特別損益として企業結合に伴う負ののれん発生益と拠点の統廃合等に伴う固定資産の減損損失等を計上しましたが、経常利益が増加したことから、前期比25.6%増の70億70百万円となり、当期純利益は、前期比32.2%増の51億5百万円となりました。

なお、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益は、いずれも通期の業績としては、二期連続で過去最高を更新しました。

セグメント業績の概況は以下のとおりであります。

セグメント別売上高及び営業利益

区 分	第68期 (前連結会計年度) (平成25年度)		第69期 (当連結会計年度) (平成26年度)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
日 本	百万円 69,241	百万円 1,967	百万円 88,837	百万円 2,861	% 28.3	% 45.4
中 国	49,935	2,365	58,928	2,665	18.0	12.6
その他アジア	20,938	478	29,448	640	40.6	33.8
欧 米	3,325	114	4,662	192	40.2	68.5
調 整 額	—	320	—	1,016	—	—
合 計	143,442	5,246	181,876	7,375	26.8	40.6

- (注) 1. 当社グループはグローバルな事業展開をしており、かねてより各現地法人を地域毎にグルーピングし、事業管理を行ってまいりました。ここ数年、海外事業の伸長が顕著であることから、より有用な情報開示とすべく、当連結会計年度より上記の地域別セグメント状況を記載することと致しました。
2. 日本以外の各セグメントに属する国または地域は、次のとおりであります。
- 中国・・・・・・・・中国（香港を含む）
- その他アジア・・・台湾、韓国、インド、東南アジア
- 欧米・・・・・・・・米国、メキシコ、チェコ
3. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

(日本)

売上高は、スマートフォン向けディスプレイ関連及びアミューズメント関連部材の販売が増加したことから、前期比28.3%増の888億37百万円となりました。営業利益は、前期比45.4%増の28億61百万円となりました。

(中国)

売上高は、スマートフォン向けディスプレイ関連部材の販売が増加したことから、前期比18.0%増の589億28百万円となりました。営業利益は、前期比12.6%増の26億65百万円となりました。

(その他アジア)

売上高は、スマートフォンやテレビ向けディスプレイ関連部材の販売が増加したことから、前期比40.6%増の294億48百万円となりました。営業利益は、前期比33.8%増の6億40百万円となりました。

(欧米)

売上高は、自動車向け各種関連部材の販売が増加したことから、前期比40.2%増の46億62百万円となりました。営業利益は、前期比68.5%増の1億92百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額2億65百万円の設備投資を実施致しました。

この主な内訳は、当社の国内拠点の増改築工事費用等の1億9百万円、当社のシステム構築等ソフトウェア購入の20百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成26年10月31日を効力発生日として、豊田通商グループの株式会社トムキを完全子会社化し、その後、平成26年12月1日を効力発生日として、同社を吸収合併致しました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成26年5月26日を効力発生日として、当社連結子会社である無錫高千穂燦科技有限公司の少数株主持分を全株取得し、完全子会社化しました。なお、同社は、平成26年5月29日付で、依摩泰無錫科技有限公司に商号変更致しました。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第66期 (平成23年度)	第67期 (平成24年度)	第68期 (平成25年度)	第69期 (当連結会計年度) (平成26年度)
売 上 高	115,417	129,405	143,442	181,876
経 常 利 益	4,081	4,727	5,644	7,077
当 期 純 利 益	2,462	2,997	3,863	5,105
1株当たり当期純利益(円)	120.29	146.42	188.70	249.38
総 資 産	61,095	66,579	73,425	84,191
純 資 産	29,443	32,683	36,943	42,910

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

当社の親会社は豊田通商株式会社であり、同社は当社株式10,441千株（議決権比率51.0%）を保有しており、当社と同社は「資本業務提携契約」を締結しております。

なお、当社は同社と重要な取引はなく、取引に際しては、市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っております。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
依摩泰(上海)国際貿易有限公司	5,794千 人民元	100%	電 気 材 料 等 の 販 売
依摩泰香港有限公司	100千 香港ドル	100%	同 上

(注) 上記の重要な子会社を含め、連結対象会社は21社であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の国内経済は、消費増税の影響が一巡し、円安傾向が定着しつつあることから、内需、外需ともに緩やかな回復が見込まれます。また、世界経済は新興国や資源国の経済成長が減速する可能性があるものの、米国を中心とした先進国経済の回復が下支えし、全体としても緩やかに回復を続けるものと思われる。そのような状況の中、当社グループは、豊田通商株式会社と平成23年8月1日に締結した「資本業務提携契約」によるシナジー効果に加え、引き続き以下の諸施策を推進し、企業価値の向上を図ってまいります。

- ① 顧客のニーズにマッチした最適なソリューションを提供し、さらなる収益力の向上を図るため、仕入先との信頼関係や独自の企画開発、設計機能を強化してまいります。
- ② 今後も顧客の成長が見込まれる自動車分野に対して、経営資源の重点配分を行い、豊田通商株式会社との業務提携を活かして事業拡大を図ってまいります。
- ③ 「チャイナ・プラスワン」として注目されるASEAN市場を、中国事業と同水準の規模に拡大させるため、積極的な事業展開を行ってまいります。
- ④ 健全な財務体質の維持を図りつつ、事業規模拡大と企画開発、設計機能の強化を目的として、積極的な成長戦略投資を実行してまいります。
- ⑤ 豊田通商グループとのシナジー効果である物流網の相乗りによるコスト削減や人材交流も含め、コスト及びリスク管理を強化し、システム整備や人材育成を行うことで、グローバルな事業体制及び管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜われますようお願い申し上げます。

#### (5) 企業集団の主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、電気材料、電子部品、機構部品及びその他の商品の販売、輸出入並びに加工を主な事業としております。

(6) 企業集団の主要な営業所等 (平成27年3月31日現在)

本 社

東京都港区三田三丁目5番27号

支 店

仙 台 (仙台市若林区) 那 須 (栃木県那須塩原市)

熊 谷 (埼玉県熊谷市) 千 葉 (千葉県茂原市)

八 王 子 (東京都八王子市) 横 浜 (横浜市港北区)

長 岡 (新潟県長岡市) 三 島 (静岡県三島市)

名 古 屋 (名古屋市南区) 京都本店 (京都市南区)

大 阪 (大阪府吹田市) 加 古 川 (兵庫県加古川市)

広 島 (広島県東広島市) 福 岡 (福岡県大野城市)

営 業 所

石 川 (石川県小松市) 上 田 (長野県上田市)

浜 松 (静岡県浜松市) 鳥 取 (鳥取県鳥取市)

国内子会社

エレマテックロジサーブ株式会社 (横浜市港北区)

海外子会社

依摩泰(上海)国際貿易有限公司 (上海)

依摩泰香港有限公司 (香港)

(注) 当社の海外連結子会社は、上記以外に中国及びアジア地域15社、欧州1社、北中米2社となっております。

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,142名	△12名

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマー・契約社員54名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
391名	34名	38.7歳	11.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、当社からの社外への出向者59名及びパートタイマー・契約社員23名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 84,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 21,152,473株 |
| ③ 株主数        | 3,202名      |
| ④ 大株主（上位10位） |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	10,441千株	51.0%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サ ポートフォリオ)	1,144千株	5.6%
株 式 会 社 エ ス プ ラ ン ニ ン グ	960千株	4.7%
櫻 井 恵	600千株	2.9%
エ レ マ テ ッ ク 社 員 持 株 会	444千株	2.2%
ビービーエイチ フィデリティ ビューリタン フィデリティ シリーズ インタリシツク オ ポチユニティズ ファンド	400千株	2.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	397千株	1.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	376千株	1.8%
大 西 俊 一	343千株	1.7%
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	291千株	1.4%

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式を679,238株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま  
す。

3. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	櫻 井 恵	
代 表 取 締 役 社 長	加 藤 潤	
取 締 役	磯 上 篤 生	副社長執行役員 管理・経理担当
取 締 役	横 出 彰	常務執行役員
取 締 役	柳 瀬 英 喜	豊田通商株式会社常務取締役
取 締 役	岡 本 康	豊田通商株式会社常務執行役員 株式会社トーメンデバイス取締役
取 締 役	岩 本 秀 之	豊田通商株式会社執行役員
常 勤 監 査 役	平 賀 幸 一	
監 査 役	水 上 洋	弁護士 GMOクラウド株式会社社外監査役
監 査 役	関 聡 介	弁護士 株式会社昭文社社外監査役
監 査 役	浅 野 幹 雄	豊田通商株式会社代表取締役副社長 第一屋製パン株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役柳瀬英喜氏、取締役岡本康氏及び取締役岩本秀之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平賀幸一氏、監査役水上洋氏、監査役関聡介氏及び監査役浅野幹雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平賀幸一氏は、金融機関における長年の実務経験があり、財務及び会計に関する知見を有しております。
4. 当社は、監査役水上洋氏及び監査役関聡介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (一)	210百万円 (一百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3名)	19百万円 (19百万円)
合 計	7名	229百万円

- (注) 1. 社外取締役3名及び社外監査役1名は無報酬であり、上記取締役及び監査役の員数には含まれておりません。
2. 当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する親会社または子会社等から役員として受けた報酬等の総額は131百万円であります。

## ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社との当該他の会社との関係

取締役柳瀬英喜氏は、豊田通商株式会社の常務取締役、取締役岡本康氏は同社の常務執行役員、取締役岩本秀之氏は、同社の執行役員であり、また、監査役浅野幹雄氏は、同社の代表取締役副社長であります。なお、当社は同社と重要な取引はなく、取引に際しては、市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っております。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

- ・ 監査役水上洋氏は、GMOクラウド株式会社の社外監査役を兼務しております。また、当社とGMOクラウド株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役関聡介氏は、株式会社昭文社の社外監査役を兼務しております。また、当社と株式会社昭文社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役浅野幹雄氏は、第一屋製パン株式会社の社外監査役を兼務しております。また、当社と第一屋製パン株式会社との間には特別の関係はありません。

## ハ. 当事業年度における主な活動状況

### ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柳瀬英喜	12回	80.0%	—	—
取締役 岡本康	12回	80.0%	—	—
取締役 岩本秀之	10回	66.7%	—	—
常勤監査役 平賀幸一	15回	100.0%	11回	100.0%
監査役 水上洋	14回	93.3%	10回	90.9%
監査役 関聡介	12回	80.0%	11回	100.0%
監査役 浅野幹雄	10回	66.7%	10回	90.9%

### ・取締役会及び監査役会における発言状況

1. 取締役柳瀬英喜氏、取締役岡本康氏、取締役岩本秀之氏は、当社の親会社である豊田通商株式会社等において長年にわたって培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
2. 監査役平賀幸一氏は、常勤監査役として、適宜必要な発言を行い取締役の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、適宜本支店等への往査を行うなど、監査機能を発揮しております。
3. 監査役水上洋氏及び監査役関聡介氏は、主に弁護士の見地から客観的かつ広範な視野により適宜必要な発言を行い、取締役の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、監査機能を発揮しております。
4. 監査役浅野幹雄氏は、当社の親会社である豊田通商株式会社において長年にわたって培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、監査機能を発揮しております。

### 二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社である依摩泰(上海)国際貿易有限公司及び依摩泰香港有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認めた場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案致します。

(注) 平成27年5月1日の改正会社法施行後については、上記方針中「監査役会の同意または請求により」とあるのは「監査役会の決定により」と変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の  
とおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す るための体制

イ. 取締役、執行役員及び社員（使用人）に対して、法令、社会倫理及び  
企業倫理の遵守を醸成させるため、コンプライアンス規程において「行  
動基準」を定める。

ロ. 企業倫理に従い、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢  
力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

ハ. コンプライアンス体制の構築及び運用については、「マネジメント会  
議」（代表取締役、管理系の執行役員と本部長等をもって構成され、代  
表取締役会長が議長を務める。）において、関連する方針、対応及び重  
要事項等を協議し決定する。

ニ. 「行動基準」の遵守やコンプライアンスへの取り組みは、マネジメン  
ト会議事務局として総務・法務部が統括し、新規事業及び新規案件に内  
在するリスクを分析し、適時マネジメント会議に報告する。更に必要に  
応じて取締役会に報告する。また統括部門は社員研修や各種社内会議等  
を通じて、コンプライアンスの意義等を啓蒙する活動を行う。

ホ. 取締役、執行役員及び社員は、コンプライアンス上の問題を発見した  
場合は、コンプライアンス規程に定める、通常の報告経路または通常と  
異なる通報手段としての社内通報制度により、報告または通報を行う。

ヘ. 財務報告にかかわる内部統制については、財務報告の適正性と信頼性  
を確保するために必要な体制を整備し、充実を図る。

### ② 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する事項

イ. 取締役の職務執行にかかわる情報の保存並びに管理は、文書管理規程  
に従い総務・法務部が所管する。

ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程で管理が義務付けられた、取締役、  
執行役員及び社員の職務執行にかかわる文書（電磁媒体記録も含む。）  
を常時閲覧することができる。

ハ. 文書管理規程の改廃は、総務・法務部起案により社内稟議され、取締  
役会で承認を受ける。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクの分析、分類及び対応体制を定めたリスク管理規程により、総務・法務部が当社及び当社グループのリスク管理を統括する。総務・法務部は新たにリスクを把握した場合、分析及び分類を行い、リスク管理規程の改廃を起案する。リスク管理規程の改廃は総務・法務部起案により社内稟議され、取締役会で承認を受ける。
- ロ. リスク管理規程において想定されたリスクが顕在化またはその他重大なリスクが発生した場合は、全体を代表取締役社長（またはその代行者）が統括し対策本部を編成するとともに、対策本部長から指名され直接危機の沈静化を図る実施責任者は対策本部と連携し、危機または損害の拡大を抑える。その間の経緯は、実施責任者から対策本部へ報告され、対策本部はその対応策の方針を決定するとともに、実施した内容を取締役会に報告する。
- ハ. 顕在化または発生したリスクが、会社経営に及ぼす影響が比較的軽微な事項並びに限定された部門または当事者のみが関与する事項の場合は、マネジメント会議並びに通常の職務分掌及び指揮命令系統により対応する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 職務権限規程及び稟議規程により、取締役、執行役員及び社員の意思決定ルールを定め、各役職者の権限及び責任を明確にし、適正かつ効率的な体制を構築する。
- ロ. 各営業部門の業績、当社及び関係会社の損益、会社が重要と認めた管理指標及び内部監査の概況を月次ベースで報告及び検討し、次の活動方針を決定するために、毎月1回本部長会議（全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役会長が議長を務める。）を開催する。
- ハ. 取締役会への決議事項上程に先立って、投資等で重要な案件は計画段階も含め、関係役員会を開催し、内容の周知と懸案となる事項の審議、調整を行う。
- ニ. 営業及び開発情報の共有化を目的に、毎月1回営業本部長会議（代表取締役、営業系及び開発系の全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める。）を開催する。
- ホ. 年度末において次年度以降の予算等を策定し、取締役会の承認を得、また中間期末においては下期に関する予算達成度の見通しを策定し、取締役会へ報告する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社及び当社グループにおいては、当社各部門またはグループ各社担当の当社執行役員もしくは当社本部長及びグループ各社社長が、各部門及びグループ各社の業務執行の適正を確保する内部統制を整備、運用する。またグループ各社社長は、当社の関係会社管理規程に従い、必要な事項に関しては当社の承認を得、または報告をするものとするが、業務執行においては会社所在国の法令及び社会倫理の遵守を優先するものとする。
- ロ. 当社及び当社グループの内部統制構築は、必要に応じて下記ハの内部監査結果を踏まえて、当社管理系の執行役員と本部長が情報を集約し、当社の管理本部及び経理部の職能別専門スタッフがサポートする。
- ハ. 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役、当社各部門またはグループ各社担当の当社執行役員もしくは当社本部長、当社管理系の執行役員と本部長等に報告し、被監査部門の部店長及びグループ会社社長に結果を説明する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役会事務局は主に経理部員が兼務し、会計監査人との情報交換、その他事務に関して監査業務を補助する。また、監査役の求めに応じて、総務・法務部員も監査役会事務局業務を兼務しその業務を行う。
- ロ. 監査役は、内部監査室等管理系部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を命じることができる。当該命令を受けた社員は、その事項について監査役の指揮命令に従い、社内の指揮・命令系統から独立して調査にあたり、またその結果を直接監査役に報告する。
- ハ. 監査役会事務局員及び監査役から監査業務に必要な事項を命じられた社員に対する人事異動発令または懲戒処分については、代表取締役は事前に監査役にその旨を説明し、監査役の意見を聴取するものとする。



⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、次に定める事項を監査役に報告するものとする。

- (a) 会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、当該事実及びその経緯、対応方針及び対応結果
- (b) 毎月の損益動向等の経営状況に関する事項
- (c) 内部監査状況に関する事項
- (d) リスク管理やコンプライアンス管理に関する重要な事項

ロ. 監査役が、監査上情報を必要と判断した事項につき執行役員及び社員に報告を求めた場合は、当該執行役員及び社員はすべての業務上の予定を調整し、最優先で監査役に対して報告を行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会以外にも、本部長会議等の会社の主要な会議に出席することができる。

ロ. 監査役は、会計監査人の行う監査及び内部監査室の行う監査に同行し、その監査結果の報告会等へ出席できる。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置づけ、中期的な業績の見通しや投資計画に基づくキャッシュ・フローの状況を勘案し、配当性向（連結）30%を維持することを基本方針としております。この方針を踏まえ、当期の期末配当金につきましては、1株当たり45円を実施する予定であります。次期の配当予想につきましては、1株当たり年間配当金として80円を予想しております。なお、当社は、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、財務状況及び株価の動向等を勘案しながら、適切に実施してまいりたいと考えております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、情報収集機能、物流機能等を活用し、得意先、仕入先双方に、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先、従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えており、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、これらステークホルダーの利益に資することに配慮し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させていく立場にあるべきものと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があったとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資して頂くため、中長期的に当社の企業価値の最大化を図ってまいります。

企業価値の最大化に向けた経営戦略の具体的な内容につきましては、「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取り組み

当社は、前記①記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会で買収防衛策を導入し、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会の決議による承認を得て、これを更新致しました（更新後の買収防衛策を、以下「本施策」という。）。

しかしながら、その後、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為の脅威も相対的に低くなってきていると考えられ、また、金融商品取引法等の改正等に伴う、大規模買付行為に対する手続の整備、変更の浸透により、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本施策の目的は、一定程度担保されることとなりました。

このような事情を総合的に勘案し、当社は、平成23年5月10日開催の取締役会において、平成23年6月開催の定時株主総会の終結時に有効期間の満了を迎える本施策の見直しにつき慎重に検討を行った結果、平成23年6月17日開催の当社第65回定時株主総会の終結時をもって本施策を継続しないことを決議致しました。

なお、当社株式の大規模買付行為が行われた場合は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれがないかどうか、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、会社法その他関係法令及び定款の許容する範囲において、当社取締役会が必要かつ適切であると判断する措置を講じます。また、今後の社会的な趨勢も考慮し、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会にその是非をお諮り致します。

- ④ 特別な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、前記①の基本方針を踏まえ、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保するため、前記②を重点施策として策定しており、これはまさに当社の基本方針に沿うものであります。これら取り組みは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>79,170</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>40,931</b>
現金及び預金	10,004	支払手形及び買掛金	36,199
受取手形及び売掛金	57,575	短期借入金	1,598
たな卸資産	9,732	未払法人税等	837
未収消費税等	834	賞与引当金	336
繰延税金資産	529	関連会社整理損失引当金	30
その他	919	その他	1,929
貸倒引当金	△426	<b>固 定 負 債</b>	<b>349</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,021</b>	退職給付に係る負債	88
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,627</b>	その他	260
建物及び構築物	788	<b>負 債 合 計</b>	<b>41,280</b>
機械装置及び運搬具	399	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	1,243	<b>株 主 資 本</b>	<b>39,672</b>
その他	195	資本金	2,142
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>236</b>	資本剰余金	3,335
ソフトウェア	207	利益剰余金	34,888
その他	28	自己株式	△694
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,156</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,238</b>
投資有価証券	626	その他有価証券評価差額金	184
繰延税金資産	40	繰延ヘッジ損益	△1
保険積立金	349	為替換算調整勘定	2,929
投資不動産	382	退職給付に係る調整累計額	126
退職給付に係る資産	333	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>42,910</b>
その他	517	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>84,191</b>
貸倒引当金	△93		
<b>資 産 合 計</b>	<b>84,191</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	181,876
売上原価	163,432
売上総利益	18,443
販売費及び一般管理費	11,068
営業利益	7,375
営業外収益	218
受取利息	19
賃貸収入	99
投資組合運用益	24
その他	75
営業外費用	516
支払利息	7
賃貸費用	21
為替差損	437
その他	50
経常利益	7,077
特別利益	370
投資有価証券売却益	17
固定資産売却益	9
負ののれん発生益	344
特別損失	377
投資有価証券売却損	2
減損損失	348
固定資産処分損	27
税金等調整前当期純利益	7,070
法人税、住民税及び事業税	1,906
法人税等調整額	80
少数株主損益調整前当期純利益	5,084
少数株主損益	△20
当期純利益	5,105

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）  
（平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日 期首残高	2,142	3,335	30,897	△694	35,681
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			114		114
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 期 首 残 高	2,142	3,335	31,011	△694	35,795
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,228		△1,228
当 期 純 利 益			5,105		5,105
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額（純額）					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	3,877	△0	3,877
平成27年3月31日 期末残高	2,142	3,335	34,888	△694	39,672

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分 持	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 金 給 付 金 累 計	そ の 他 利 益 計 額		
平成26年4月1日 期首残高	107	△1	856	54	1,017	245	36,943
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							114
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 期 首 残 高	107	△1	856	54	1,017	245	37,057
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,228
当 期 純 利 益							5,105
自 己 株 式 の 取 得							△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額（純額）	77	△0	2,072	71	2,221	△245	1,975
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	77	△0	2,072	71	2,221	△245	5,852
平成27年3月31日 期末残高	184	△1	2,929	126	3,238	—	42,910

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 21社

主要な連結子会社名は、事業報告の「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・会社等の名称 高輪科技有限公司 他

##### ② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかわる計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、依摩泰貿易(大連)有限公司、依摩泰電子(大連)有限公司、依摩泰(天津)国際貿易有限公司、依摩泰(青島)商貿有限公司、依摩泰無錫科技有限公司、依摩泰(上海)国際貿易有限公司、依摩泰国際貿易(深圳)有限公司、ELEMATEC VIETNAM CO., LTD. 及び Elematec Czech s.r.o. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ 時価法

###### ハ. たな卸資産

- ・商品、製品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産 定額法

###### ロ. 無形固定資産 定額法

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ハ. 関連会社整理損失引当金

関連会社の事業整理に伴う損失に備えるため、当該関連会社の資産内容等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

### ④ 重要なヘッジ会計の方法

#### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

#### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

#### ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引  
外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で行っております。

#### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは、実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### イ. 退職給付に係る資産及び

##### 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

会計基準変更時差異（177百万円）については、15年による按分額を費用より控除しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。



未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式

## 2. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更致しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が177百万円増加し、利益剰余金が114百万円増加しております。なお、1株当たり純資産額は5.57円増加しております。

また、この適用に伴う損益に与える影響及び1株当たり当期純利益金額に与える影響はいずれも軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

投資有価証券

78百万円

上記の資産を、仕入債務221百万円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,674百万円

### (3) 投資不動産の減価償却累計額

72百万円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,152千株	一千株	一千株	21,152千株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	679千株	0千株	一千株	679千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 平成26年5月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	614百万円
・1株当たり配当金額	30円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月27日

ロ. 平成26年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	614百万円
・1株当たり配当金額	30円
・基準日	平成26年9月30日
・効力発生日	平成26年12月2日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年5月22日開催の取締役会において次のとおり決議されました。

・配当の原資	利益剰余金
・配当金の総額	921百万円
・1株当たり配当金額	45円
・基準日	平成27年3月31日
・効力発生日	平成27年6月22日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、売掛金回収、買掛金支払及び設備投資の計画等に照らし、必要に応じて資金を調達しております。発生した余資については、定期預金等の低リスクの金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。また、主に事業の運転資金に係る資金調達を目的とした短期借入金も、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計処理基準に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、財務・業務管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引先を、高格付を有する金融機関に限定していることから、信用リスクは、ほとんどないものと認識しております。

#### ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権債務について、月別通貨別に把握される残高に対して、原則としてその差異相当額を対象に、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、先物為替予約取扱規程及び先物為替予約業務実施要領に沿って行い、財務・業務管理部が決裁担当者の承認を得て行っております。また、月次の取引実績は、本部長会議(全ての執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役会長が議長を務める。)において報告されております。なお、連結子会社についても、当社が定める方法に従い、各種金融商品並びにリスクヘッジの執行及び管理をしており、当社は財務・業務管理部が適宜モニタリングを行うことで、その管理状況を注視しております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクに晒されている営業債務や短期借入金は、当社グループにおいては、各社が月次で資金繰り計画を作成する等の方法により流動性リスクの管理を行っております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2. 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,004	10,004	—
(2) 受取手形及び売掛金	57,575	57,575	—
(3) 未収消費税等	834	834	—
(4) 投資有価証券	472	472	—
資産計	68,887	68,887	—
(1) 支払手形及び買掛金	36,199	36,199	—
(2) 短期借入金	1,598	1,598	—
(3) 未払法人税等	837	837	—
負債計	38,634	38,634	—
デリバティブ取引	(356)	(356)	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価について、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	24
投資事業有限責任組合への出資	64

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。平成27年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は77百万円（賃貸収益は営業外収益に計上、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末 の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
624	△242	382	879

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額の主な減少額は、神奈川県での賃貸等不動産の減損による減少131百万円及び売却による減少100百万円であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,095円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 249円38銭   |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>57,083</b>	<b>流動負債</b>	<b>35,878</b>
現金及び預金	1,199	支払手形	523
受取手形	1,874	買掛金	31,974
売掛金	49,072	短期借入金	1,201
商 品	3,666	未払法人税等	633
未収消費税等	834	賞与引当金	205
繰延税金資産	360	関連会社整理損失引当金	30
その他	424	為替予約	319
貸倒引当金	△347	その他	989
<b>固定資産</b>	<b>6,325</b>	<b>固定負債</b>	<b>101</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,112</b>	退職給付引当金	30
建物	747	その他	70
土地	1,243	<b>負債合計</b>	<b>35,979</b>
その他	121	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>197</b>	<b>株主資本</b>	<b>27,246</b>
ソフトウェア	197	資本金	2,142
その他	0	資本剰余金	3,335
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,015</b>	資本準備金	2,017
投資有価証券	561	その他資本剰余金	1,317
関係会社株式	883	<b>利益剰余金</b>	<b>22,462</b>
関係会社出資金	1,312	利益準備金	91
保険積立金	349	その他利益剰余金	22,371
繰延税金資産	90	別途積立金	19,659
投資不動産	382	圧縮積立金	47
前払年金費用	146	繰越利益剰余金	2,664
その他	382	<b>自己株式</b>	<b>△694</b>
貸倒引当金	△93	<b>評価・換算差額等</b>	<b>183</b>
<b>資産合計</b>	<b>63,409</b>	その他有価証券評価差額金	184
		繰延ヘッジ損益	△1
		<b>純資産合計</b>	<b>27,429</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>63,409</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	132,740
売 上 原 価	122,453
売 上 総 利 益	10,287
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,420
営 業 利 益	2,867
営 業 外 収 益	793
営 業 外 費 用	52
経 常 利 益	3,607
特 別 利 益	361
負 の の れ ん 発 生 益	344
そ の 他	17
特 別 損 失	374
減 損 損 失	347
そ の 他	26
税 引 前 当 期 純 利 益	3,595
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,124
法 人 税 等 調 整 額	△70
当 期 純 利 益	2,542

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資本剰余金				利 益 剰 余 金					自 株	株 資 合	主 本 計
		資 備 金	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
平成26年4月1日 期首 残高	2,142	2,017	1,317	3,335	91	19,489	46	1,407	21,034	△694	25,818		
会計方針の変更による 累積的影響額								114	114		114		
会計方針の変更を反映した 当期首 残高	2,142	2,017	1,317	3,335	91	19,489	46	1,521	21,148	△694	25,932		
事業年度中の変動額													
別途積立金の積立						170		△170	—		—		
圧縮積立金の積立								2	△2	—	—		
圧縮積立金の取崩								△1	1	—	—		
剰余金の配当								△1,228	△1,228		△1,228		
当期純利益								2,542	2,542		2,542		
自己株式の取得										△0	△0		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	170	1	1,142	1,313	△0	1,313		
平成27年3月31日 期末 残高	2,142	2,017	1,317	3,335	91	19,659	47	2,664	22,462	△694	27,246		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 評 価 差 額 金	有 限 公 司 債 券 損 益	延 べ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年4月1日 期首 残高	107		△1	106	25,924
会計方針の変更による 累積的影響額					114
会計方針の変更を反映した 当期首 残高	107		△1	106	26,038
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△1,228
当期純利益					2,542
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動(純額)	77		△0	76	76
事業年度中の変動額合計	77		△0	76	1,390
平成27年3月31日 期末 残高	184		△1	183	27,429

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び  
関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法

##### ② 無形固定資産

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異（177百万円）については、15年による按分額を費用より控除しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を

超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

④ 関連会社整理損失引当金

関連会社の事業整理に伴う損失に備えるため、当該関連会社の資産内容等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引  
外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式

## 2. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更致しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が177百万円増加し、利益剰余金が114百万円増加しております。なお、1株当たり純資産額は5.57円増加しております。

また、この適用に伴う損益に与える影響及び1株当たり当期純利益金額に与える影響はいずれも軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- |        |       |
|--------|-------|
| 投資有価証券 | 78百万円 |
|--------|-------|
- 上記の資産を、仕入債務221百万円の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,445百万円
- (3) 投資不動産の減価償却累計額 72百万円
- (4) 保証債務等

次の関係会社の仕入債務に対し下記のとおり保証類似行為を行っております。

Elematec Korea Co., Ltd.	
(2,761千米ドル)	331百万円
依摩泰香港有限公司	
(59千米ドル)	7百万円
依摩泰(上海)国際貿易有限公司	
(13千米ドル)	1百万円
依摩泰貿易(大連)有限公司	
(2千米ドル)	0百万円
合計	340百万円

- (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 16,599百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 3,603百万円  |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 44,042百万円 |
| ② 仕入高        | 14,420百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 247百万円    |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 396百万円    |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	679千株	0千株	一千株	679千株

(注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認	48百万円
賞与引当金繰入限度超過額	67百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	134百万円
ゴルフ会員権評価損否認	39百万円
関係会社株式評価損否認	94百万円
投資不動産圧縮限度超過額	30百万円
長期未払金否認	17百万円
その他	177百万円
繰延税金資産合計	<u>611百万円</u>
繰延税金負債	
圧縮積立金	△22百万円
その他有価証券評価差額金	△88百万円
前払年金費用	△47百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	<u>△160百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>450百万円</u>

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
金額に重要性がないため、記載は省略しております。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	資本金または 出資金	事業の 内容または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高
					役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
子会社	依摩泰貿易 (大連) 有限公司	1,655千 人民元	電気材料 等の販売	100	—	販売商 品の 一部を 相互に 供給	商品の販売	2,968	売掛金	797
子会社	依摩泰 (天津) 国際貿易 有限公司	1,735千 人民元	電気材料 等の販売	100	—	販売商 品の 一部を 相互に 供給	商品の販売	2,382	売掛金	824
子会社	依摩泰 (上海) 国際貿易 有限公司	5,794千 人民元	電気材料 等の販売	100	1名	販売商 品の 一部を 相互に 供給	商品の販売	12,014	売掛金	7,191
子会社	依摩泰香港 有限公司	100千 香港ドル	電気材料 等の販売	100	—	販売商 品の 一部を 相互に 供給	商品の仕入	7,615	買掛金	2,729
							商品の販売	7,654	売掛金	1,904
子会社	Elematec Philippines, Inc.	215千 USドル	電気材料 等の販売	100	—	販売商 品の 一部を 相互に 供給	商品の販売	3,374	売掛金	1,353
子会社	ELEMATEC VIETNAM CO., LTD.	84億93百万 ベトナムドン	電気材料 等の販売	100	1名	販売商 品の 一部を 相互に 供給	商品の販売	1,953	売掛金	879
子会社	Elematec (Thailand) Co., Ltd.	106百万 タイバーツ	電気材料 等の販売	100	—	販売商 品の 一部を 相互に 供給	商品の販売	4,065	売掛金	1,486

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を参考に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,339円76銭
- (2) 1株当たり当期純利益 124円16銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

エレマテック株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 井 澤 依 子 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エレマテック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エレマテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

エレマテック株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 井 浩 一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 澤 依 子	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エレマテック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

エレマテック株式会社 監査役会

常勤社外監査役	平	賀	幸	一	㊟
社外監査役	水	上		洋	㊟
社外監査役	関		聡	介	㊟
社外監査役	浅	野	幹	雄	㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更~~されました。当該法律改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第28条（取締役の責任免除）及び定款第38条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更することをお諮りするものであります。

なお、定款第28条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営管理体制の一層の強化を図るため、あらたに取締役2名を増員し、取締役9名の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かとう じゅん 加藤 潤 (昭和30年8月3日生)	昭和54年4月 スーパーレジン工業株式会社入社 昭和60年6月 株式会社ヤマト入社 昭和61年6月 当社入社 平成14年1月 当社開発部長 平成14年4月 当社執行役員 開発部長 平成17年4月 当社常務執行役員 マーケティング本部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 マーケティング本部長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員 開発・購買物流担当・営業本部長 平成23年4月 当社取締役副社長執行役員 社長補佐 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	36,700株
2	いそ がみ あつ お 磯上 篤生 (昭和35年3月2日生)	昭和58年4月 住友金属鉱山株式会社入社 平成14年4月 当社執行役員 経営企画・IR担当 平成14年6月 当社取締役執行役員 経営企画・IR担当 平成15年4月 当社取締役常務執行役員 管理・経理管掌 経営企画・IR担当 平成16年4月 当社取締役常務執行役員 管理・経理・情報戦略管掌 経営企画・IR担当 平成17年4月 当社取締役副社長・最高財務責任者(CFO) 平成21年4月 当社取締役副社長執行役員 管理・経理担当・管理部長 平成21年10月 当社取締役副社長執行役員 管理・経理担当 (現在に至る)	22,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	* ササキのぶお夫 鈴木信夫 (昭和33年10月9日生)	昭和52年3月 当社入社 平成17年4月 当社マーケティング本部 開発部長 平成20年4月 当社執行役員 ビジネスパートナー 兼 マーケティング本部 開発部長 平成21年4月 当社常務執行役員 営業本部長 兼 開発部長 平成21年10月 当社常務執行役員 営業本部長 兼 開発本部長 平成24年4月 当社専務執行役員 (現在に至る)	17,800株
4	よこであきら 横出彰 (昭和36年6月18日生)	昭和59年4月 茶谷産業株式会社入社 昭和63年5月 ローム株式会社入社 平成13年3月 豊田通商株式会社入社 平成18年4月 同社エレクトロニクス第一部長 平成18年6月 株式会社トーメンデバイス常務取締役 営業本部長補佐 平成20年6月 豊田通商株式会社電子デバイス部長 平成23年4月 同社電子事業統括部長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)	70株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	* まつだいらそういちろう 松平惣一郎 (昭和29年11月3日生)	昭和52年4月 豊田通商株式会社入社 平成12年4月 同社情報電子部長 平成15年4月 TOYOTA TSUSHO (SINGAPORE) PTE. LTD. President 平成17年6月 豊田通商株式会社 取締役 機械情報 本部長補佐 平成18年4月 同社執行役員 機械・エレクトロニクス 本部長補佐 平成22年6月 同社常務執行役員 機械・エレクトロ ニクス本部長補佐 平成23年4月 同社常務執行役員 機械・エネルギー・プラントプロジェクト本部長補 佐 兼 化学品・エレクトロニクス 本部長補佐 平成24年6月 同社常務取締役 生活産業・資材本 部長 平成26年6月 同社専務取締役 生活産業本部長 平成27年4月 同社専務取締役 化学品・エレクトロニクス本部長 (現在に至る)	一株
6	いわもとひでゆき 岩本秀之 (昭和38年2月20日生)	昭和60年4月 株式会社トーメン(現 豊田通商株 式会社)入社 平成21年4月 豊田通商株式会社経営企画部長 平成23年6月 同社金属企画部長 平成25年4月 同社執行役員 コーポレート本部長 補佐 (現在に至る) 平成25年6月 当社取締役 (現在に至る)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	* あおき あつし 青木 厚 (昭和36年6月6日生)	昭和59年4月 豊田通商株式会社入社 平成21年4月 株式会社豊通エレクトロニクス 専務取締役 平成22年4月 同社代表取締役専務 平成23年10月 同社代表取締役 平成26年4月 豊田通商株式会社 電子事業統括部長 平成27年4月 同社執行役員 化学品・エレクトロニクス本部長補佐 兼 電子事業統括部長 (現在に至る)	一株
8	* こもり まさ やす 小守正泰 (昭和38年7月30日生)	昭和61年4月 豊田通商株式会社入社 平成25年4月 同社化学品・エレクトロニクス本部工業樹脂部長 平成27年4月 同社化学品・エレクトロニクス本部電子部材部長 (現在に至る)	一株
9	* せき そう すけ 関 聡 介 (昭和41年6月29日生)	平成5年4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) (現在に至る) 平成16年1月 銀座プライム法律事務所開設 (現在に至る) 平成19年6月 当社監査役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社昭文社社外監査役	一株

- (注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 松平惣一郎氏、岩本秀之氏、青木厚氏、小守正泰氏、関聡介氏の5氏は社外取締役候補者であります。  
4. 関聡介氏は、社外監査役に在任中ですが、本総会終結の時をもって任期満了となります。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年であります。  
5. 松平惣一郎氏及び青木厚氏は、平成27年6月24日開催予定の株式会社トーメンデバイスの第24回定時株主総会において取締役に選任される予定であります。  
6. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。  
(1) 社外取締役候補者の選任理由について  
①松平惣一郎氏、岩本秀之氏、青木厚氏、小守正泰氏は、当社の親会社である豊田通商株式会社等において長年にわたって培った豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判

断したため選任をお願いするものであります。

②関聡介氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、当社社外監査役在任期間において独立した立場から意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。同氏は、過去に会社の経営に直接関わったことはありませんが、当社の事業内容に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者と当社の特定関係事業者との関係について

松平惣一郎氏、岩本秀之氏、青木厚氏、小守正泰氏の過去5年間及び現在の当社の親会社である豊田通商株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当については、上記「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

(3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

岩本秀之氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

7. 社外取締役との責任限定契約について

(1) 当社は松平惣一郎氏、青木厚氏、小守正泰氏の選任が承認された場合、当社と3氏の間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

(2) 当社は岩本秀之氏及び関聡介氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、岩本秀之氏の再任、関聡介氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 当社は、関聡介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。



### 第3号議案 監査役1名選任の件

平賀幸一氏及び関聡介氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお諮りするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ひらがこういち 平賀幸一 (昭和30年9月8日生)	昭和53年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成14年8月 株式会社三井住友銀行築地支店長 平成16年4月 同行監査役室上席推進役 平成16年8月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役室長・株式会社三井住友銀行監査役室長 平成19年5月 株式会社三井住友銀行本店上席調査役 平成19年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 平賀幸一氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

平賀幸一氏は、同氏の経歴を活かして当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただけるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

平賀幸一氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は平賀幸一氏との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 平賀幸一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、当社は新たに独立役員として届け出る予定であります。

以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 品川プリンスホテル メインタワー32階「アクアマリン32」  
東京都港区高輪四丁目10番30号  
電話 (03) 3440-1111 (代表)



(会場への交通機関)

J R 線 }  
京浜急行線 } 品川駅 (高輪口) 駅前  
東海道・山陽新幹線 }

(お願い)

- \* 当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用頂き、2階より宴会場専用エレベーターで32階までお越し下さい。お手荷物等は2階クロークにお預け下さい。なお、当日の受付は32階の会場受付で行います。
- \* 駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。